2026年11月27日

各　位

会社名　　ザ・パック株式会社
代表者名　　代表取締役社長　　仲　村　直　樹
（コード番号：3950　東証プライム市場）
問合せ先　　常務取締役コーポレート本部長　下　村　郁　夫
電話番号（06）4967-1221

社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、社員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、下記のとおり、ザ・パック社員持株会（以下「本持株会」といいます。）を割当予定先として、譲渡制限付株式としての自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．処分の概要

（１）　処分期日	2027年２月26日
（２）　処分する株式の種類及び数	当社普通株式　15,407株（注）
（３）　処分価額	１株につき　1,598円
（４）　処分総額	24,620,386円（注）
（５）　処分方法（割当予定先）	第三者割当の方法による。 （ザ・パック社員持株会　15,407株） （本制度の適用対象となりえる最大人数である当社の社員71名へ、それぞれ217株付与するものと仮定して計算しています。） なお、各対象社員（以下に定義します。）からの付与株式数の一部申し込みは受け付けないものとします。
（６）　その他	本自己株式処分は、金融商品取引法施行令第２条の12第１号に定める募集又は売出しの届出を要しない有価証券の募集に該当するため、有価証券通知書は提出しません。

（注）「処分する株式の種類及び数」及び「処分総額」は、最大値であり、実際に処分する株式の数及び処分総額は、本持株会未加入者への入会プロモーションや加入者への本制度に対する同意確認終了後の当社社員数（最大71名）に応じて確定する見込みであります。

２．処分の目的及び理由

当社は、本持株会に加入する当社社員（本制度の対象となる管理職）のうち、本制度に同意する者（以下「対象社員」といいます。）に対し、対象社員の福利厚生の増進策として、本持株会を通じた当社が発行又は処分する譲渡制限付株式（当社普通株式）の取得機会を創出することによって、対象社員の財産形成の一助とすることに加えて、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを対象社員に与えるとともに、対象社員が当社の株主との一層の価値共有を進めることを目的とした本制度を導入することを決議しました。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

本制度においては、対象社員に対し、譲渡制限付株式付与のための特別奨励金として、金銭債権（以下「本特別奨励金」といいます。）が支給され、対象社員は本特別奨励金を本持株会に対して拠出することとなります。そして、本持株会は、対象社員から拠出された本特別奨励金を当社に対して現物出資することにより、譲渡制限付株式としての当社普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本制度により、当社普通株式を新たに発行又は処分する場合において、当社普通株式の１株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、本持株会（ひいては対象社員）にとって特に有利な金額にならない範囲において取締役会にて決定いたします。

当社及び本持株会は、本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、①一定期間、割当てを受けた株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること（以下「譲渡制限」といいます。）、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することなどをその内容に含む、譲渡制限付株式割当契約を締結いたします。また、対象社員に対する本特別奨励金の支給は、当社と本持株会との間において、当該譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件として行われることとなります。

また、対象社員は、本持株会に係る持株会規約及び持株会運営細則等（以下「本持株会規約等」といいます。）に基づき、本持株会が発行又は処分を受けて取得した譲渡制限付株式に係る自らの会員持分（以下「譲渡制限付株式持分」又は「RS 持分」といいます。）については、当該譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除されるまでの間、当該譲渡制限付株式持分に対応した譲渡制限付株式を引き出すことが制限されることとなります。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である本持株会が対象社員から拠出された本特別奨励金の全部を現物出資財産として払い込むことで、本持株会に対して、当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）を処分することとなります。本自己株式処分において、当社と本持株会との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記「３．本割当契約の概要」のとおりです。

３．本割当契約の概要

（１）譲渡制限期間

2027年２月26日（以下「本処分期日」という。）から各対象社員が本持株会の会員資格を有する当社又は当社子会社の使用人の地位を退職するまでの間（以下「譲渡制限期間」という。）

（２）譲渡制限の解除条件

対象社員が本処分期日から2028年２月25日までの期間（以下「本権利確定期間」という。）中、継続して、本持株会の会員であったことを条件として、本持株会の保有に係る本割当株式のうち、当該条件を充足した対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、本持株会に対して、譲渡制限の解除を行う旨及び譲渡制限の解除を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該条件を充足した対象社員の有する譲渡制限付株式持分のうち譲渡制限が解除された本割当株式に応じた部分について、原則として、本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象社員が有する会員持分（以下「通常持分」という。）に振り替える又は野村證券株式会社に開設した対象社員名義の証券口座への振替手続きを行うものとする。

（３）本持株会を退会した場合の取扱い

対象社員が、本権利確定期間中に、定年、役員（子会社の役員を含む。）への就任（会員資格を喪失しない場合を除く。）その他の正当な事由（当社の都合による場合のほか、やむを得ない事由に基づき対象社員の勤務継続が困難であると当社が認めた場合を含むが、対象社員のやむを得ない事由に基づかない自己都合による場合はこれに含まれない。以下同じ。）により、本持株会を退会（会員資格を喪失した場合又は退会申請を行った場合を意味し、死亡による退会も含む。）する場合及び本権利確定期間経過後、本譲渡制限期間が満了する前に定年、役員（子会社の役員を含む）への就任（会員資格を喪失しない場合を除く。）その他の正当な事由により本持株会を退会する場合には、本持株会が対象社員の退会申請を受け付けた日（会員資格を喪失した場合には当該資格を喪失した日（死亡による退会の場合には死亡した日）とし、以下「退会申請受付日」という。）における対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、退会申請受付日をもって譲渡制限を解除する。

（4）当社による無償取得

対象社員が、譲渡制限期間中に、定年、役員（子会社の役員を含む）への就任（会員資格を喪失しない場合を除く。）その他の正当な事由以外の事由により、本持株会を退会した場合（死亡による退会を除く。）、本持株会への拠出を休止した場合（産前産後休業・育児休業等のやむを得ない場合として当社が休会を認めている場合を除く。）、法令違反行為を行った場合その他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合には、当社は、当該事由に該当した時点において、対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（3）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。この場合、当社は、本割当株式の無償取得を行う旨及び無償取得を行う本割当株式の数を本持株会に伝達するものとし、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、当該時点において対象社員の有する譲渡制限付株式持分のうち当該無償取得が行われる本割当株式に応じた部分について、控除するものとする。

（5）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、本持株会が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。また、本持株会は、本持株会規約等の定めに従い、本割当株式に関して対象社員が保有することとなる譲渡制限付株式持分と本制度に基づかずに本持株会が取得した株式に関して対象社員が有する通常持分と分別して登録し、管理する。

（6）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、当該承認の日において本持株会の保有に係る本割当株式のうち、対象社員の有する譲渡制限付株式持分に応じた数の本割当株式の全部について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、本割当株式の譲渡制限を解除する。

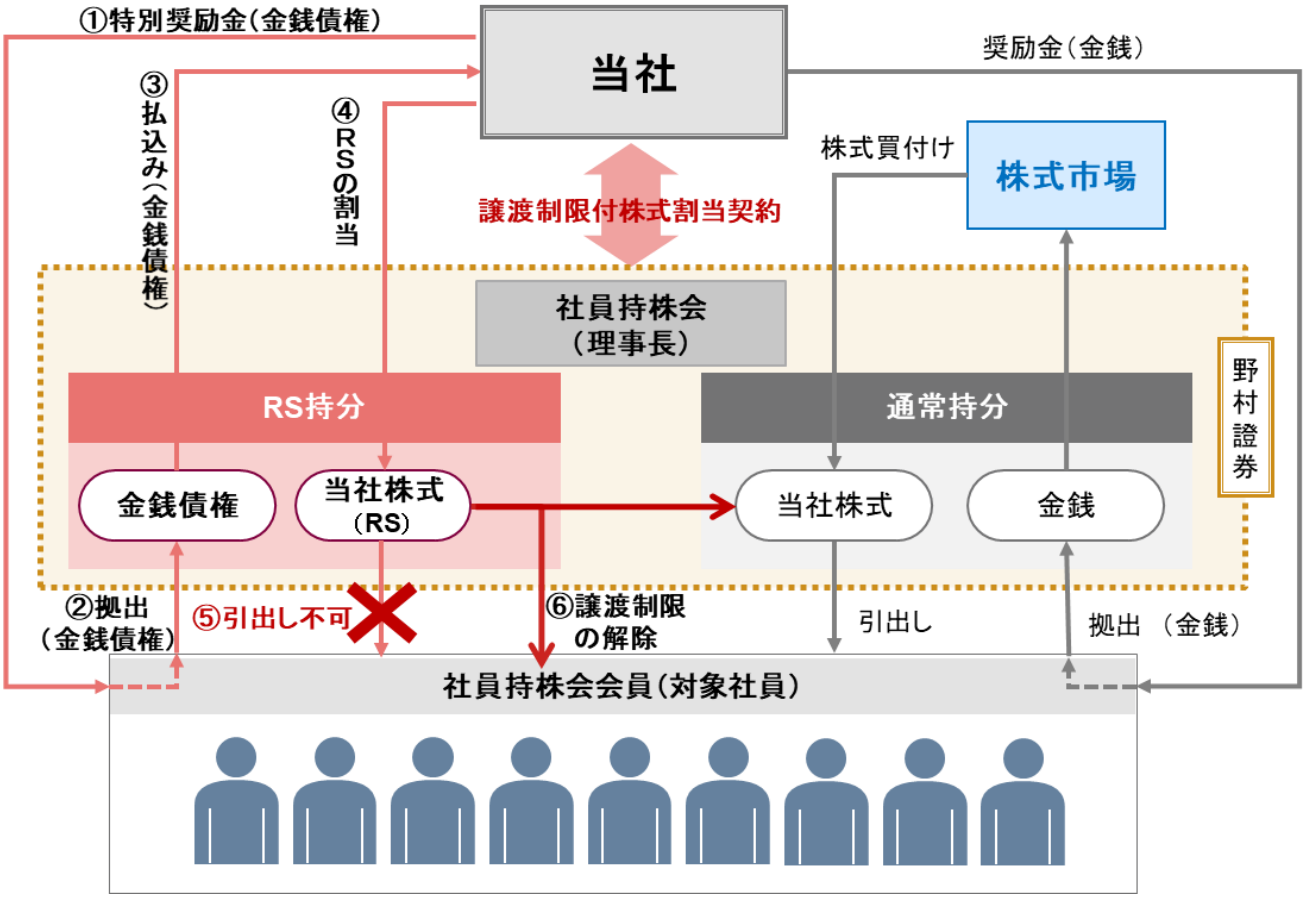
4．処分金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先である本持株会に対する本自己株式処分は、譲渡制限付株式付与のために対象社員に支給された本特別奨励金を出資財産として、対象社員が本持株会に拠出して行われるものです。処分金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026 年 11 月 26 日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である 1,598 円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

（ご参考）

【本制度の仕組み】

① 当社は、持株会に加入資格のある会員に本特別奨励金として金銭債権を付与します。
② 本制度に同意した対象社員は、上記①の金銭債権を本持株会へ拠出します。
③ 本持株会は、上記②で拠出をされた金銭債権を取りまとめ、当社へ払い込みます。
④ 当社は、本持株会に対して本割当株式を割り当てます。
⑤ 本割当株式は、野村證券株式会社を通じて、本持株会の RS 持分口座へ入庫され、譲渡制限期間中の引出しが制限されます。
⑥ 譲渡制限解除後は本持株会の通常持分と同様に本割当株式を引出すことができます。


①特別奨励金（金銭債権）
当社
奨励金（金銭）
③払込み（金銭債権）
④RSの割当
株式買付け
株式市場
譲渡制限付株式割当契約
社員持株会
（理事長）
RS持分
通常持分
野村證券
金銭債権
当社株式
（RS）
当社株式
金銭
②拠出
（金銭債権）
⑤引出し不可
⑥譲渡制限
の解除
引出し
拠出（金銭）
社員持株会会員（対象社員）

以上